

6 資料編 (一般会計)

| | |
|---------------|----|
| (1) 国県支出金等概要 | 43 |
| (2) 歳出所属別事業一覧 | 61 |
| (3) 補助金一覧 | 72 |
| (4) 基金残高の推移 | 75 |

(1) 国県支出金等概要

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|------------|---------|--|---|
| | < 地方譲与税 > | | | |
| 21 | 地方揮発油譲与税 | 39,000 | 地方揮発油税収入額の42/100が地方揮発油譲与税として市町村に譲与される。 | 市町村道の延長割 1/2 市町村道の面積割 1/2 |
| 21 | 自動車重量譲与税 | 118,000 | 自動車重量税収入額の407/1000が自動車重量譲与税として市町村に譲与される。 | 市町村道の延長割 1/2 市町村道の面積割 1/2 |
| 23 | 森林環境譲与税 | 5,884 | 森林環境税収入額の9/10が森林環境譲与税として市町村に譲与される。 | 私有林人工林の面積 5/10 林業就業者数 2/10 人口按分 3/10 |
| | < 利子割交付金 > | | | |
| 23 | 利子割交付金 | 7,000 | 利子所得(利子、収益)に対して、5%の税率で県民税利子割が課税・徴収され、収入額に政令で定める率(99/100)を乗じて得た額の3/5が市町村に交付される。 | 過去3年間の当該市町村の個人県民税の徴収額の県全体に占める比率の平均値に基づき算出 |
| | < 配当割交付金 > | | | |
| 23 | 配当割交付金 | 34,000 | 上場株式等の配当等について、5%の税率で県民税配当割が課税・徴収され、収入額に政令で定める率(99/100)を乗じて得た額の3/5が市町村に交付される。 | 過去3年間の当該市町村の個人県民税の徴収額の県全体に占める比率の平均値に基づき算出 |

※(新)は新規の国県支出金等

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|---------------|-----------|---|---|
| | <株式等譲渡所得割交付金> | | | |
| 23 | 株式等譲渡所得割交付金 | 38,000 | 上場株式等の株式譲渡益等について、5%の税率で県民税株式等譲渡所得割が課税・徴収され、収入額に政令で定める率(99/100)を乗じて得た額の3/5が市町村に交付される。 | 過去3年間の当該市町村の個人県民税の徴収額の県全体に占める比率の平均値に基づき算出 |
| | <法人事業税交付金> | | | |
| 23 | 法人事業税交付金 | 33,000 | 法人事業税の額の7.7/100に相当する額が都道府県から市町村に交付される。 | 法人税割額2/3 従業者数割1/3 |
| | <地方消費税交付金> | | | |
| 23 | 地方消費税交付金 | 1,343,000 | 消費税の22/78の税率で課税される地方消費税収入額の1/2が市町村に交付される。 | ・現行分 人口割 1/2 従業者数割1/2 ・引上分 人口割10/10 |
| | <環境性能割交付金> | | | |
| 23 | 環境性能割交付金 | 21,000 | 自動車税環境性能割に95/100を乗じて得た額の47/100が市町村に交付される。 | 市町村道の延長割 1/2 市町村道の面積割 1/2 |
| | <地方特例交付金> | | | |
| 23 | 地方特例交付金 | 68,000 | 《減収補てん特例交付金》 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収補てん措置及び環境性能割の臨時的軽減による自動車税及び軽自動車税の減収補てん措置として交付される。 | 各団体の税額控除見込額を基礎として算出 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|--------------------|-----------|--|---|
| | < 地方交付税 > | | | |
| 23 | 普通交付税 | 1,050,000 | 地方公共団体の財源の確保と団体間の財源調整を目的とし、国税である所得税収入額の33.1%、酒税収入額の50%、法人税収入額の33.1%、消費税収入額の19.5%及び地方法人税の全額を原資として、都道府県及び市町村に交付される。 地方交付税総額の 94/100 | 市町村への交付額は、人口10万人の団体を標準として、合理的な基準に基づいて算出した基準財政需要額と基準財政収入額により算出 |
| 25 | 特別交付税 | 200,000 | 普通交付税の補完的な機能を有し、特別な事情が認められる都道府県及び市町村に交付される。 地方交付税総額の 6/100 | 普通交付税に反映できない災害等の特殊財政需要等により算出 |
| | < 交通安全対策特別交付金 > | | | |
| 25 | 交通安全対策特別交付金 | 7,000 | 交通安全対策推進の一環として、道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるため、交通反則金等収入額が都道府県及び市町村に交付される。 | 過去2年間の交通事故(人身)件数の平均割 1/2 人口集中地区人口割 1/4 改良済道路延長割 1/4 |
| | < 国庫負担金 > | | | |
| 27 | 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 | 22,479 | 生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に対する国庫負担金 | 3/4 |
| 27 | 低所得者保険料軽減負担金 | 22,083 | 低所得者の介護保険料を軽減するための国庫負担金 | 1/2 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|-------------------------|---------|--|---|
| 27 | 障害者自立支援給付費負担金 | 425,870 | 障害者自立支援給付費（介護給付費、訓練等給付費及び補装具費等）に対する国庫負担金 | 1 / 2 |
| 27 | 障害者医療費負担金 | 45,937 | 障害者自立支援医療費（育成医療・更生医療・療養介護医療）に対する国庫負担金 | 1 / 2 |
| 27 | 障害児給付費等負担金 | 120,693 | 障害児給付費（障害児通所給付費等）に対する国庫負担金 | 1 / 2 |
| 27 | 特別障害者手当等給付費負担金 | 15,452 | 特別障害者手当等の給付に対する国庫負担金 | 3 / 4 |
| 27 | 国民健康保険保険基盤安定負担金(保険者支援分) | 51,068 | 国民健康保険特別会計の財政安定化を目的とした、低所得者を多く抱える保険者に対する国庫負担金 | 1 / 2 |
| 27 | 子どものための教育・保育給付交付金 | 677,223 | 民間保育所、認定こども園、地域型保育事業を行う施設に入所している児童に係る施設型給付費等に対する国庫負担金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳以上の児童 総支弁額×1 / 2 ・ 3歳未満の児童 (総支弁額－国基準利用者負担額) × 0. 5 6 8 3 5 |
| 29 | 子育てのための施設等利用給付交付金 | 130,570 | 認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用料に対する国庫負担金 | 基準額×1 / 2 |
| 29 | 児童入所施設措置費等負担金 | 2,042 | 母子生活支援施設及び助産施設の措置費等に対する国庫負担金 | 1 / 2 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|---------------|--------------------------|---------|--|--|
| 29 | 児童手当交付金 | 665,014 | 児童手当支給額に対する国庫負担金 | 3歳未満児の児童 手当に係る被用者 に対する費用 37/45 それ以外の者に対 する費用 4/6 |
| 29 | 児童扶養手当負担金 | 85,920 | 児童扶養手当支給額に対する国庫負担 金 | 1/3 |
| 29 | 生活保護費等負担金 | 909,774 | 生活保護費、中国残留邦人等支援給付 費及び配偶者支援金に対する国庫負担 金 | 3/4 うち配偶者支援金 については 10/10 |
| 29 | 未熟児養育医療費負担金 | 2,007 | 母子保健法に基づく養育医療給付事業 に対する国庫負担金 | (対象経費の実支出 額-保護者負担金) ×1/2 |
| < 国 庫 補 助 金 > | | | | |
| 29 | 個人番号カード交付事務費 補助金 | 19,970 | 個人番号カード等の交付事務に対する 国庫補助金 | 国で定める基準単 価、取扱件数等に 基づき算出 10/10 |
| 29 | 個人番号カード交付事業費 補助金 | 17,188 | 個人番号カード等の作成等の事務委任 に対する国庫補助金 | 国で定める基準単 価、取扱件数等に 基づき算出 10/10 |
| 29 | 社会保障・税番号制度シス テム整備費補助金 | 1,064 | 自治体中間サーバー・プラットフォー ムの次期システム更改に係る各自治体 の負担経費に対する国庫補助金 | 10/10 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|---------------------------|--------|--|--|
| 29 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 23,068 | 生活困窮者の就労準備支援、学習支援、家計改善支援、アウトリーチ等による社会参加支援及び生活保護の適正な運営に係る経費に対する国庫補助金 | 就労準備支援 基準額×2/3 学習支援 基準額×1/2 家計改善支援 基準額×2/3 アウトリーチ等 による社会参加 支援 基準額 ×10/10 生活保護適正化 3/4 |
| 29 | 地域生活支援事業費等補助金 | 36,223 | 地域生活支援事業等に対する国庫補助金 | 1/2 |
| 29 | 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 | 7,083 | ひとり親家庭等自立支援事業の支給に対する国庫補助金 | 高等職業訓練促進 給付金、自立支援 教育訓練給付金 3/4 |
| 29 | 子ども・子育て支援交付金 | 94,541 | 一時預かり事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、病児保育事業、利用者支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業に係る経費に対する国庫補助金 | 基準額×1/3 |
| 29 | 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業補助金 | 363 | 認定こども園への移行を希望する幼稚園が11時間以上開所し、保育を必要とする子どもを保育した場合の運営費に対する国庫補助金 | 基準額×1/2 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|-------------------------------|--------|--|---|
| 29 | 保育対策総合支援事業費補助金 | 5,424 | 送迎保育事業など、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業に係る経費に対する国庫補助金 | 基準額×1/2 |
| 29 | 子ども・子育て支援整備交付金 | 25,355 | 学童保育室等の施設整備に係る経費に対する国庫補助金 | 基準額×2/3 |
| 29 | 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 | 1,971 | 児童虐待、DV及び女性の悩みや問題等に対応する相談員に係る経費に対する国庫補助金 | ・児童虐待防止対策等支援事業分 基準額×1/2 ・DV・女性保護対策等支援事業分 基準額×5/10 |
| 29 | 循環型社会形成推進交付金 | 3,759 | 浄化槽設置整備事業補助金の交付に対する国庫補助金 | 交付基準額 ×設置基数 ×1/2 |
| 29 | 疾病予防対策事業費等補助金 | 4,580 | 乳・子宮頸がん検診の無料クーポン対象者に係る経費及び風しんの追加的対策抗体検査等に係る経費に対する国庫補助金 | 基準額×1/2 |
| 29 | 母子保健衛生費補助金 | 170 | 母子保健法に基づく産後ケア事業に対する国庫補助金 | 基準額×1/2 |
| 29 | 社会資本整備総合交付金 (住宅・建築物耐震改修事業) | 125 | 住宅耐震化促進事業に対する国庫補助金 | ・耐震診断 市が補助する額 (補助限度額 5万円/件)の 1/2 ・耐震改修 市が補助する額 (補助限度額 20万円/件) の1/2 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|---------------------|-------|---|------------------------------|
| | 要保護児童生徒就学援助費 補助金 | | 経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、修学旅行費及び医療費の就学援助に対する国庫補助金 | 1/2 |
| 29 | ・小学校費 | 108 | | |
| 29 | ・中学校費 | 371 | | |
| | 特別支援教育就学奨励費補助金 | | 特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費等の一部を支給する就学奨励事業に対する国庫補助金 | 1/2 |
| 29 | ・小学校費 | 789 | | |
| 29 | ・中学校費 | 865 | | |
| | 理科教育設備整備費等補助金 | | 理科、算数(数学)に関する教材備品整備に対する国庫補助金 | 1/2 |
| 29 | ・小学校費 | 278 | | |
| 29 | ・中学校費 | 213 | | |
| 29 | 教育支援体制整備事業費補助金 | 978 | 医療的ケアが必要な児童に対応するために学校に看護師を配置する事業に対する国庫補助金 | 1/3 |
| 29 | 文化財保存事業費補助金 | 1,100 | 埋蔵文化財の保護のために行う発掘調査及び確認調査に対する国庫補助金 | 1/2 |
| | 《 委 託 金 (国) 》 | | | |
| 29 | 自衛官募集事務地方公共団体委託費 | 35 | 自衛官募集事務に係る経費に対する国庫委託金 | 適齢者人口割 入隊者比率割 募集事務実績割等 |
| 29 | 中長期在留者住居地届出等事務委託金 | 466 | 中長期在留者及び特別永住者に関する事務の経費に対する国庫委託金 | 国で定める基準単価、取扱件数等に基づき算出 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|--------------------------|------------------|---------|---|--------------------------------------|
| 31 | 国民年金事務費交付金 | 23,403 | 市町村の行う国民年金事務に対する国庫委託金 | 国で定める基準単価、被保険者数、事務取扱件数及び受給権者数等に基づき算出 |
| 31 | 年金生活者支援給付金事務費交付金 | 397 | 市町村の行う年金生活者支援給付金事務に対する国庫委託金 | 国で定める基準単価及び事務取扱件数に基づき算出 |
| 31 | 特別児童扶養手当事務費交付金 | 252 | 特別児童扶養手当の支給事務の経費に対する国庫委託金 | 国で定める基準単価、受給者数等に基づき算出 |
| 31 | 中国残留邦人等支援給付事務委託金 | 434 | 中国残留邦人等支援相談員の配置に要する経費に対する国庫委託金 | 基準額 $\times 10 / 10$ |
| < 県 負 担 金 > | | | | |
| 31 | 旅券事務交付金 | 2,245 | 旅券法に基づく事務処理に要する経費等に対する県負担金 | 県で定める基準単価、取扱件数等に基づき均等割額及び人口割額を算出 |
| 31 | 行旅死亡人取扱費用繰替支弁負担金 | 873 | 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに係る経費に対する県負担金 | $10 / 10$ |
| 31 | 低所得者保険料軽減負担金 | 11,041 | 低所得者の介護保険料を軽減するための県負担金 | $1 / 4$ |
| 31 | 障害者自立支援給付費負担金 | 213,889 | 障害者自立支援給付費（介護給付費、訓練等給付費及び補装具費等）に対する県負担金 | $1 / 4$ |
| 31 | 障害者医療費負担金 | 22,014 | 障害者自立支援医療費（育成医療・更生医療）に対する県負担金 | $1 / 4$ |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|-------------------------|---------|---|--|
| 31 | 障害児給付費等負担金 | 60,346 | 障害児給付費（障害児通所給付費等） に対する県負担金 | 1 / 4 |
| 31 | 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 | 94,785 | 後期高齢者医療保険料について、低所得者の保険料軽減相当額に対する県負担金 | 3 / 4 |
| 31 | 国民健康保険保険基盤安定負担金(保険料軽減分) | 91,855 | 国民健康保険特別会計の基盤安定を目的とした、低所得者の保険料軽減相当額に対する県負担金 | 3 / 4 |
| 31 | 国民健康保険保険基盤安定負担金(保険者支援分) | 25,534 | 国民健康保険特別会計の財政安定化を目的とした、低所得者を多く抱える保険者に対する県負担金 | 1 / 4 |
| 31 | 子どものための教育・保育給付交付金 | 285,806 | 民間保育所、認定こども園、地域型保育事業を行う施設に入所している児童に係る施設型給付費等に対する県負担金 | ・ 3歳以上の児童 総支弁額 × 1 / 4 ・ 3歳未満の児童 (総支弁額 - 国基準利用者負担額 - 国庫負担金額) × 1 / 2 |
| 31 | 子育てのための施設等利用給付交付金 | 65,285 | 認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用料に対する県負担金 | 基準額 × 1 / 4 |
| 31 | 児童入所施設措置費等負担金 | 1,021 | 母子生活支援施設及び助産施設の措置費等に対する県負担金 | 1 / 4 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|-------------|-----------------------|---------|---|---|
| 31 | 児童手当負担金 | 145,880 | 児童手当支給額に対する県負担金 | 3歳未満児の児童 手当に係る被用者 に対する費用 4/45 それ以外の者に対 する費用 1/6 |
| 31 | 生活保護費負担金 | 16,504 | 「居住地のない者」の生活保護費に対 する県負担金 | 1/4 |
| 31 | 未熟児養育医療費負担金 | 1,003 | 母子保健法に基づく養育医療給付事業 に対する県負担金 | (対象経費の実支出 額-保護者負担金) ×1/4 |
| 31 | 分権推進交付金 | 6,871 | 県から権限移譲されている事務に対す る県負担金 移譲されている事務 ・ 開発行為の許可 ・ 屋外広告物の簡易除却事務等 ・ 浄化槽設置の届出受理等 ・ その他 | 事務ごとに面積・ 人口等の指標に基 づき算出 |
| < 県 補 助 金 > | | | | |
| 31 | 民生委員及び児童委員活動 費等補助金 | 8,033 | 民生委員・児童委員（主任児童委員含 む）の活動費等に対する県補助金 | 基準単価 ×人数・会長数 及び協議会数 |
| 31 | 老人クラブ活動等事業費補 助金 | 489 | 老人クラブ活動等に対する県補助金 ・ 老人クラブ連合会補助金 ・ 単位老人クラブ補助金 | 基準額×2/3 |
| 31 | 権利擁護人材育成事業補助 金 | 462 | 市民後見人の活動を推進する事業に対 する県補助金 | 10/10 |
| 31 | 地域生活支援事業費等補助 金 | 18,111 | 地域生活支援事業等に対する県補助金 | 1/4 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|------------------------------|--------|--|--|
| 31 | 障害福祉施設等支援事業補助金 | 1,471 | ・生活ホーム事業費補助金に対する県補助金 ・重度身体障害者居宅改善整備費補助金に対する県補助金 | 1/2 ただし、入居者が居住地を有しないか、明らかでない場合 10/10 1/2 |
| 31 | 難聴児補聴器購入助成事業費補助金 | 37 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象とした補聴器購入費助成事業に対する県補助金 | 1/2 |
| 31 | 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業補助金 | 129 | 小児慢性特定疾病児童等を対象とした日常生活用具給付事業に対する県補助金 | 1/2 |
| 31 | 重度心身障害者医療費補助金 | 64,086 | 重度心身障害者医療費の助成に対する県補助金 | 1/2 |
| 31 | 障害者生活支援事業補助金 | 15,615 | ・在宅重度心身障害者手当の支給に対する県補助金 ・レスパイトサービス利用料の助成に対する県補助金 | 1/2 基準額×1/2 |
| 31 | 在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金 | 2,320 | 在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業に対する県補助金 | 基準額×1/2 |
| 31 | 共同生活援助事業費補助金 | 122 | 障害者共同生活援助事業費補助金に対する県補助金 | 1/2 |
| 33 | 自殺対策強化事業補助金 | 230 | 自殺対策に係る事業に対する県補助金 | 1/2 |
| 33 | 介護保険事業費補助金 | 1 | 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減に対する県補助金 | 3/4 |
| 33 | 母子家庭等対策費補助金 | 5,481 | ひとり親家庭を対象とした学習支援事業の経費に対する県補助金 | 基準額×3/4、 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|---------------------------|--------|--|--------------------|
| 33 | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金 | 77 | 児童虐待防止に取り組む事業に対する 県補助金 | 基準額×1/3 |
| 33 | 乳幼児医療費支給事業補助金 | 25,428 | こども医療費のうち未就学児童分に対する 県補助金 | 未就学児分 ×1/2 |
| 33 | ひとり親家庭等医療費支給 事業補助金 | 18,871 | ひとり親家庭等医療費に対する県補助 金 | 1/2 |
| 33 | 放課後児童健全育成事業費 補助金 | 60,566 | 労働等により放課後保護者のいない小 学生の健全な育成を図るための放課後 児童対策経費に対する県補助金 | 基準額×1/3 |
| 33 | ファミリー・サポート・セ ンター事業費補助金 | 911 | 地域における育児の相互援助活動を推 進するファミリー・サポート・センタ ー運営経費に対する県補助金 | 基準額×1/3 |
| 33 | 地域子育て支援拠点事業費 補助金 | 11,228 | 地域子育て支援拠点事業に係る経費に 対する県補助金 | 基準額×1/3 |
| 33 | 利用者支援事業補助金 | 1,115 | 子育て支援サービス等の利用に関する 相談支援業務を行う利用者支援事業に 対する県補助金 | 1/3 |
| 33 | 子育て短期支援事業補助金 | 19 | 児童を宿泊を伴って一時的に預かる子 育て短期支援事業に対する県補助金 | 1/3 |
| 33 | 多子世帯保育料軽減事業費 補助金 | 9,853 | 多子(第3子以上)世帯の保育料軽減 分に対する県補助金 | 1/2 |
| 33 | 安心・元気!保育サービス 支援事業費補助金 | 22,180 | 保育所等が実施する障害児保育事業、 1歳児担当保育士雇用費、乳児途中入 所促進事業、アレルギー等対応特別給 食提供事業に係る費用の助成に対する 県補助金 | 基準額×1/2 |
| 33 | 延長保育事業費補助金 | 5,032 | 保育所等が実施する延長保育事業に係 る費用の助成に対する県補助金 | 基準額×1/3 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|---------------------------|-------|---|--------------------|
| 33 | 一時預かり事業費補助金 | 7,250 | 保育所等が実施する一時預かり事業に係る費用の助成に対する県補助金 | 基準額×1/3 |
| 33 | 教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金 | 9,085 | 認定こども園等における教育認定の子どもに係る施設型給付費の地方単独費用に対する県補助金 | 基準額×1/2 |
| 33 | 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業補助金 | 181 | 認定こども園への移行を希望する幼稚園が11時間以上開所し、保育を必要とする子どもを保育した場合の運営費に対する県補助金 | 基準額×1/4 |
| 33 | 病児保育事業補助金 | 5,755 | 病気により集団保育が困難な児童を一時的に預かる病児保育事業を実施する施設に対する県補助金 | 基準額×1/3 |
| 33 | 子ども・子育て支援整備交付金 | 6,338 | 学童保育室等の施設整備に係る経費に対する県補助金 | 基準額×1/6 |
| 33 | 実費徴収に係る補足給付事業費補助金 | 1,728 | 施設等利用給付認定保護者の副食材料費に要する費用に対する県補助金 | 基準額×1/3 |
| 33 | 保育体制強化事業費補助金 | 9,000 | 保育士の業務負担軽減のため、保育に係る周辺業務を行う者を配置する際の費用に対する県補助金 | 基準額×3/4 |
| 33 | 医療的ケア児保育支援モデル事業補助金 | 6,243 | 医療的ケアを必要とする児童を保育所等で受け入れる際の費用に対する県補助金 | 基準額×3/4 |
| 33 | (新) 多子世帯応援クーポン事業費補助金 | 1,900 | 市独自に実施する給付事業のうち、第3子以降の児童に係る事業に対する県補助金 | 基準額×1/2 |
| 33 | 浄化槽整備事業補助金 | 2,000 | 浄化槽設置整備事業補助金の交付に対する県補助金 | 200千円 ×設置基数 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|----------------------------|-------|---|--|
| 33 | 献血者確保促進事業費補助金 | 48 | 計画的な献血者の確保及び輸血用血液の円滑な供給体制の確立を目的として実施する献血者確保事業に対する県補助金 | 人口規模による 県算出 |
| 33 | 骨髄移植ドナー助成費補助金 | 140 | 骨髄・末梢血幹細胞提供者への助成に対する県補助金 | 基準額×1/2 |
| 33 | 健康増進事業費補助金 | 1,079 | 健康増進事業の実施に係る経費に対する県補助金 | 基準額×2/3 |
| 33 | 乳児家庭全戸訪問事業等補助金 | 1,547 | 赤ちゃん訪問及び育児支援事業に対する県補助金 | 基準額×1/3 |
| 33 | 利用者支援事業（母子保健型）補助金 | 1,926 | 子ども・子育て支援法に基づく助産師相談業務等に対する県補助金 | 基準額×1/3 |
| 33 | 早期不妊検査・不育症検査・早期不妊治療助成事業補助金 | 1,518 | 早期不妊検査・不育症検査・不妊治療に係る経費に対する県補助金 | 不妊検査・不育症検査 基準額 ×10/10 不妊治療 基準額×1/2 |
| 33 | 新規就農総合支援事業費補助金 | 3,000 | 就農間もない青年就農者の所得を確保し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の増大を図ることを目的とする県補助金 | 10/10 |
| 33 | 経営所得安定対策推進事業費補助金 | 300 | 米・畑作物の直接支払交付金などを交付する経営所得安定対策事業を円滑に推進するための事務費に対する県補助金 | 10/10 |
| 33 | 多面的機能支援事業補助金 | 474 | 農業振興地域で共同活動に取り組んでいる団体に対する県補助金 | 3/4 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|------------------------|--------|--|--|
| 33 | 地域防災力強化事業補助金 | 40 | 自主防災組織の防災資機材整備に要する経費に対する県補助金 | 対象経費×1/2 |
| 33 | 学校応援団推進事業費補助金 | 1,317 | 学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とする県補助金 | 2/3 |
| | スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 | | 児童・生徒への指導や、教材研究等に注力できる体制を整備する等、教員の業務支援を目的とする県補助金 | 2/3 |
| 33 | ・小学校費 | 9,082 | | |
| 33 | ・中学校費 | 5,675 | | |
| | 被災児童生徒就学等支援事業費補助金 | | 東日本大震災被災児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、市町村が行う就学援助に対する県補助金 | 対象児童・生徒に対する就学援助費又は対象児童・生徒数×補助限度額のいずれか低い額 |
| 33 | ・小学校費 | 278 | | |
| 33 | ・中学校費 | 437 | | |
| | (新) 補習等のための指導員等派遣事業補助金 | | 学校教育活動の一層の充実、児童生徒の学習の遅れの解消を図ることを目的とする県補助金 | 2/3 |
| 33 | ・小学校費 | 10,336 | | |
| 33 | ・中学校費 | 6,458 | | |
| 35 | 中学校配置相談員助成事業助成金 | 4,121 | いじめ・不登校対策充実のための、各中学校へのさわやか相談員配置事業に対する県補助金 | 1/2 |
| 35 | 部活動指導員活用事業補助金 | 4,634 | 教員の負担軽減及び専門的な技術指導による部活動の充実及び活性化のため、単独で指導・引率ができる部活動指導員を活用する事業に対する県補助金 | 2/3 |
| 35 | 放課後子供教室推進事業等補助金 | 7,050 | 放課後や週末等に、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、勉強やスポーツ・文化活動等の取組の実施に要する経費に対する県補助金 | 2/3 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|-------------------|---------|----------------------------------|----------------------------------|
| 35 | 文化財保存事業費補助金 | 550 | 埋蔵文化財の保護のために行う発掘調査及び確認調査に対する県補助金 | 1 / 4 |
| | < 委 託 金 (県) > | | | |
| 35 | 人権啓発活動地方委託事業委託金 | 150 | 人権啓発活動に対する県委託金 | 10 / 10 |
| 35 | 地域人権啓発推進委託金 | 800 | 入間郡市の当番市町が実施する人権啓発事業に対する県委託金 | 埼玉県地域人権啓発推進委託要綱による |
| 35 | 個人県民税徴収事務委託金 | 112,863 | 個人県民税の賦課徴収経費に対する県委託金 | 地方税法及び県条例の基準による |
| 35 | 人口動態調査委託金 | 58 | 人口動態調査の実施経費に対する県委託金 | 均等割 定額 発生件数割 |
| | 統計調査費委託金 | | | |
| 35 | ・学校基本調査事務委託金 | 15 | 統計調査の実施経費に対する県委託金 | 県算出 |
| 35 | ・県人口統計調査事務交付金 | 55 | | |
| 35 | ・経済センサス調査区管理事務委託金 | 7 | | |
| 35 | ・経済センサス活動調査事務委託金 | 2,499 | | |
| 35 | ・工業統計調査準備事務委託金 | 35 | | |
| 35 | 衆議院議員選挙費委託金 | 20,167 | 衆議院議員選挙の執行経費に対する県委託金 | 選挙執行経費基準法による |
| 35 | 療育手帳再交付事務委託金 | 13 | 療育手帳の紛失、破損等による再交付の事務に対する県委託金 | 均等割 客観的指標割 基準単価× 手帳所持者数 |

(単位 千円)

| 予算書 ページ | 名 称 | 予算額 | 摘 要 | 交 付 基 準 (補 助 率) |
|------------|----------------|-------|--|---|
| 35 | 彩の国環境保全交付金 | 125 | 県から委任された公害防止のための規制事務等の経費に対する県委託金 | 基礎事務費 定額 規制事務費 基準単価× 規制事務量 |
| 35 | アライグマ個体分析調査委託金 | 135 | 市が捕獲したアライグマについての調査報告に対する県委託金 | 捕獲頭数 × 調整係数 × 1頭あたりの調査報告料単価 |
| 35 | 農業委員会交付金 | 816 | 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員、事務局職員の人件費、農業委員会事務費等に対する県委託金 | 県算出 |
| 35 | 農地利用最適化交付金 | 1,008 | 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員における、農地等の利用最適化推進活動に対する県委託金 | 月額6千円 × 委員数 |
| 35 | 建築行政事務委託金 | 16 | 建築確認申請等に関する調査、建築動態統計調査に対する県委託金 | ・ 建築確認申請等 調査 均等割 定額 件数割 基準単価 × 調査等件数 ・ 建築動態統計調査 基準単価 × 調査件数 |
| 35 | 都市計画事務委託金 | 1,276 | 都市計画基礎調査業務に対する県委託金 | 県算出 |